
兵庫県水泳連盟規約

第一章 総 則

- 第1条 本連盟の名称は兵庫県水泳連盟といい、英文名はHyogo Swimming Federationとする。
- 第2条 本連盟の事務所を神戸市長田区水笠通3丁目4番2号ヴィラコルティール2Fにおく。
〒653-0842 神戸市長田区水笠通3丁目4番2号
ヴィラコルティール2F
TEL：078-641-1204
FAX：078-641-1305
E-mail：事務局 登録関係 reg1@hyogo-sf.jp
事務局 大会関係 ent1@hyogo-sf.jp
事務局 一 般 jimul@hyogo-sf.jp
URL： <http://www.hyogo-sf.jp>

第二章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は、兵庫県内(以下県内という)の水泳界を統轄し、代表する団体として水泳及び水泳競技(競泳、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法を言う。以下同じ)の健全な普及発展及び競技力向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 水泳及び水泳競技に関する技術の調査・研究。
 - (2) 水泳及び水泳競技に関する講習会の開催と指導者の育成。
 - (3) 水泳及び水泳競技に関する地域協会の育成。
 - (4) 水泳及び水泳競技に関する公式大会の開催。
 - (5) 水泳及び水泳競技に関する上級大会に参加する代表選手の選考及び派遣。
 - (6) 水泳及び水泳競技に関する競技役員の養成及び資格者の推薦。
 - (7) 水泳場の施設・設備及び器具の検定並びにその公認申請。
 - (8) 水泳競技に関する兵庫県記録の公認と日本記録の申請。
 - (9) 水泳競技に関する毎年度の兵庫県ランキングの発表。
 - (10) 我が国古来の伝統的な泳法の研究並びに保存継承。
 - (11) 兵庫県の水泳界を代表して(公財)日本水泳連盟、(公財)兵庫県体育協会に加盟。
 - (12) 水泳及び水泳競技に関する広報誌の発行及びWebサイトの管理運営。
 - (13) その他目的達成に必要な事業。

第三章 加盟団体

- 第5条 本連盟の加盟団体は次のとおりとする。
- (1) 各地域を代表する水泳協会
 - (2) 水泳に関する全県的組織で理事及び評議員、各々現在数の3分の2以上の同意を得た団体

- 第6条 本連盟の加盟団体は、次の事由によって資格を喪失する。
- (1) 脱退
 - (2) 加盟団体の解散
 - (3) 除名
- 第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。
- 第8条 加盟団体が次の各号に該当するときは、理事会及び評議員会(総会)の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
- (1) 加盟団体としての義務に違反したとき
 - (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は、本連盟の目的に違反する行為のあったとき
 - (3) 分担金を2年以上滞納したとき
- 第9条 加盟団体は所定の分担金を毎年5月末日までに、本連盟あてに納付しなければならない。
2. 分担金の額は理事会及び評議員会(総会)の決議によりこれを定める。

第四章 会 計

- 第10条 本連盟の経費は次の課目をもって支弁する。
- (1) 加盟団体の分担金
 - (2) 事業にともなう収入
 - (3) 寄付金品
 - (4) 登録金
 - (5) その他の収入
- 第11条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第12条 本連盟の収支予算は、事業計画書とこれに伴う収支予算書を会長が作成し、財産目録・事業報告書とともに、監事の意見をつけ理事会の議決を経て評議員会(総会)の承認を得るものとする。
- 第13条 毎年度収支決算に於いて余剰金がある時は、理事会の議決を経て、その一部若しくは全額を翌年に繰り越すものとする。
- 第14条 本連盟は特別な事業目的のために、理事会の議決を経て特別会計として基金又は積立金を設けることができる。
2. 前項の基金又は積立金の目的並びに積立金の管理及び処分の方法は、各基金又は積立金ごとに理事会の議決を経て別に定め実施する。

第五章 役員・評議員

- 第15条 本連盟に次の役員をおく。
- 会長1名・副会長若干名・理事25名以上35名以内(うち理事長1名・常任理事10名以内会計理事を含む)・監事2名
- また、必要に応じて副理事長を若干名、理事会の承認のもとおくことができる。
- 第16条 会長は、評議員会(総会)で推挙する。
2. 副会長は、評議員会(総会)の決議を経て会長が委嘱する。
 3. 理事及び監事は、評議員会(総会)で選任する。

4. 理事長は、理事会で選任する。
5. 常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。

第17条 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は不在のときに、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代行し、理事会の議決に基づき本連盟の業務を遂行する。
4. 常任理事は、会長・副会長及び理事長を補佐し、理事会の議決に基づき業務を執行する。
5. 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を議決し処理する。

第18条 監事は、本連盟の業務及び経理に関し、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の経理の状況を監査する。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (3) 経理及び業務の執行の状況について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は評議員会(総会)に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要なときは、理事会又は評議員会(総会)を招集することが出来る。

第19条 本連盟には、評議員100名以上110名以内を置く。

2. 評議員は、各加盟団体の推薦する者及び学識経験者のうちから選出し、理事会において会長が任命する。
3. 前項の規定により、評議員に選出された者が理事又は監事に就任したときはその資格を失い、これに代わる評議員を前項の規定により選出することが出来る。

第20条 役員及び評議員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第21条 役員あるいは評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第22条 本連盟には、名誉会長、顧問、参与、及び会友を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問、参与及び会友は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問、参与及び会友は、会長の諮問に応じ本連盟の運営について意見を述べる事が出来る。

第六章 会 議

第23条 理事会は、年4回以上会長が招集し、議長は理事長とする。

2. 理事会を招集するときは、開催日の10日前までに各理事に対し会議の目的たる事項、日時、場所等必要な事項を書面でもって通知しなければならない。ただし緊急を要するときはこの限りでない。
3. 会議の目的事項を示し、理事現在数の3分の2以上の議決により理事の招集を請求

されたときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

第24条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第25条 評議員会(総会)は、評議員、理事、理事長、副会長、及び会長をもって組織し、規約に定める事項のほか次の事項を審議する。議長は会長とする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会長、副会長、理事、監事、その他重要な人事に関する事項
- (4) 規約の改正に関する事項
- (5) その他本連盟の業務に関する重要な事項

評議員会(総会)は毎年1回以上招集しなければならない。又、構成員の3分の1以上の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表明した者は出席者とみなす。

議事は出席者の過半数を持って議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第26条 常任理事会は毎月開催とし、会長が招集し、理事長がその議長となり次の事項を審議し執行する。

- (1) 評議員会(総会)での議決事項の執行に関する事項
- (2) 評議員会(総会)、理事会への提出議案に関する事項
- (3) 役員選考、資格審査、代表選手選考、表彰等に関する事項
- (4) 競技会運営、その他に関する事項
- (5) その他緊急必要事項

第27条 全ての会議には議事録を作成し、保存する。

第七章 組 織

第28条 本連盟に次の委員会、特別(専門)委員会及び専門部会を置くことができる。

(1) 総務委員会

総務部会 経理部会 施設部会 広報部会

(2) 競技力向上委員会

競泳競技部会 飛込競技部会 水球競技部会 シンクロナイズドスイミング
競技部会 オープンウォータースイミング競技部会 医事部会 科学部会
競技力向上コーチ部会

(3) 競技委員会

S C部会 中学部会 高校部会 学生部会 実業団部会
障害者部会 記録公認部会

(4) 普及・指導委員会

水泳指導者養成部会 水泳指導者研修部会 皆泳運動部会(優秀小学校)
商業施設教師部会 日本泳法部会 泳力検定部会 マスターズ部会

(5) 情報システム委員会

選手登録部会 記録管理部会

(6) 特別(専門)委員会

2. 専門委員会運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第八章 競技者資格

第29条 本連盟及び加盟団体は、(公財)日本水泳連盟の競技者資格規則に基づき役員及び競技者に競技者資格を厳守させるとともに、その資格を保護監督する責任を有する。
競技者資格は(公財)日本水泳連盟に登録することによって得ることが出来る。

第九章 登録及び登録金

第30条 各種役員及び競技者(各種団体に所属する選手、(公財)日本水泳連盟及び本連盟の統括運営する競技会に出場する者、または出場予定者、その他本連盟の公認を必要とする大会の出場者)は本連盟を通じて(公財)日本水泳連盟に必ず登録しなければならない。
第31条 登録方法及び登録金の納付は別に定めるところとする。

第十章 規約の改正

第32条 本規約の改正は評議員会(総会)の決議による。
第33条 本規約の施行細則は理事会で別にこれを定める。
第34条 本規約は、2017年3月19日より発効する

第十一章 付 則

第35条 上記以外の事項については(公財)日本水泳連盟定款等に準ずる。

付 記

1979年3月25日	一部追加改正
1979年4月7日	一部追加
1980年6月21日	一部追加
1990年12月16日	一部改正
1991年12月15日	一部改正
1997年3月16日	一部改正
1998年12月20日	一部追加
1999年12月19日	一部追加
2000年12月17日	一部改正
2003年4月1日	改正
2004年3月28日	一部改正
2004年12月19日	一部追加改正
2007年3月25日	一部改正
2015年3月15日	一部追加改正
2017年3月19日	一部追加改正